

2025年7月11日

原 伸一

各 位

会 社 名 グローバルセキュリティエキスパート株式会社 代表者名 代表取締役社長 青柳 史郎

(コード:4417 東証グロース)

問合せ先 代表取締役副社長

(TEL 03-3578-9001)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

<勤務継続型譲渡制限付株式>

(1)	処分期日	2025年8月8日
(2)	処分する株式の種類及び数	当社普通株式 8, 164 株
(3)	処分価額	1株につき 2,934円
(4)	処分価額の総額	23, 953, 176 円
(5)	割当予定先	当社の取締役(社外取締役を除く) 7名 8,164株

<業績連動型譲渡制限付株式>

(1)	処分期日	2025年8月8日
(2)	処分する株式の種類及び数	当社普通株式 8,856 株
(3)	処分価額	1 株につき 2,934 円
(4)	処分価額の総額	25, 983, 504 円
(5)	割当予定先	当社の取締役(社外取締役を除く) 7名 8,856株

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役(社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。)に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、業績拡大へのコミットメントを強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入しております。

本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を付与するために金銭報酬債権を支給し、この金銭報酬債権を出資財産として現物出資させることで、対象取締役に当社普通株式を発行又は処分(以下「交付」といいます。)し、かつ、交付した株式に一定期間の譲渡制限を付した上でこれを保有させるものです。

本制度により交付される株式は、一定期間継続して当社の取締役その他一定の地位を務めることを譲渡制限解除の条件とする「勤務継続型譲渡制限付株式」と、当社の企業価値向上に向けた業績目標の達成度合い等に応じて譲渡制限が解除される株式数が決定する「業績連動型譲渡制限付株式」とで構成さ

れます。

本制度の導入目的である企業価値の持続的向上、業績拡大へのコミットメント、株主価値の共有を中長期的に実現するため、譲渡制限期間は、「勤務継続型譲渡制限付株式」については交付日から当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位も喪失する日まで、「業績連動型譲渡制限付株式」については3年以上で当社の取締役会が定める期間とします。また、譲渡制限の解除条件については、「勤務継続型譲渡制限付株式」については譲渡制限期間の開始日から3年間継続して当社の取締役その他一定の地位にあった上で譲渡制限期間が満了した時点を持って譲渡制限を解除すること、「業績連動型譲渡制限付株式」については当社の取締役会があらかじめ設定した業績目標達成度に応じた数の株式について、譲渡制限期間が満了した時点を持って譲渡制限を解除することといたします。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

<勤務継続型譲渡制限付株式>

2025年8月8日(以下「本処分期日」という。)から当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位も喪失するまでの間

<業績連動型譲渡制限付株式>

2025年8月8日から2028年8月7日までの間

(2) 譲渡制限の解除

<勤務継続型譲渡制限付株式>

本譲渡制限期間(ただし、本譲渡制限期間中に、対象取締役が当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位において死亡により退任した場合には、本払込期日から当該退任までの期間とする。)中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点(ただし、対象取締役が死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点)をもって、当該時点において対象取締役(ただし、対象取締役が死亡により退任した場合は対象取締役の相続人)が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

<業績連動型譲渡制限付株式>

2025年8月8日から2028年8月7日までの間(ただし、本譲渡制限期間中に、対象取締役が当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位において死亡により退任した場合には、本払込期日から当該退任までの期間とする。)中、①継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったこと、②自2026年3月期至2028年3月期決算に係る有価証券報告書に記載される営業利益の額が各事業年度において当社の取締役会が定める中期経営計画を基準とした一定の額以上であったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点(ただし、対象取締役が死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点)をもって、当該時点において対象取締役(ただし、対象取締役が死亡により退任した場合は対象取締役の相続人)が保有する本割当株式のうち、予め定める条件の達成度合いに応じて全部又は一部についての譲渡制限を解除する。

(3) 譲渡制限付株式の無償取得

当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合(ただし、退任と同時に当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位に就任又は再任する場合及び死亡による退任の場合を除く)には、当社は、対象取締役の退任の理由(自己都合、定年等正当な理由のある場合、解任される場合等)等具体的事情に照らして、当社の取締役会の決議により合理的に適当と認める範囲で本割当株式の全部又は一部を無償で取得することができる。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理する。

(5)組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が効力を生じる場合には、当社の取締役会の決議により、処分期日から当該組織再編の承認日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。なお、当該譲渡制限の解除の直後の時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全てを、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日(2025年7月10日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,934円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上